

特定技能外国人の在留諸申請に係る提出書類一覧・確認表

申請書及び添付書類は、片面印刷のものに記載し、本表にてご確認（「提出確認欄」の「有」又は「無」に○を付けてください。）の上、本表の番号順に並べ、本表とともに提出してください。その際、申請の区分に応じて、提出を省略する書類がある場合は、本表の「提出確認欄」に、当該書類を添付した過去の申請の提出日（申請日）又は申請番号をお書きください。

同じ特定技能所属機関に所属する複数の申請人について同時申請する場合は、申請人ごとに本表を添付の上、以下のとおり提出してください。

・本表の番号1「申請人名簿」筆頭の申請人については、本表の番号1から72までの提出を要する全ての書類を番号順に並べてください。

・本表の番号1「申請人名簿」の2人目以降の申請人については、本表の番号2～28、38～43（ ）、46～48、64及び65の書類を番号順に並べ、申請人ごとに1件ずつクリップ等（ホッチキスを除く）で綴じた上で、名簿順に並べてください。

申請人全員が共通の派遣先に労働者派遣をされる場合、38～43のうち41以外を省略することが可能です。

本表の注意書きの意味は以下のとおりです。なお、提出の要否については「留意事項」の欄も必ず確認してください。

（注1）申請人に係る過去1年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。

（注2）受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。

（注3）受け入れている任意の外国人に係る在留諸申請において同一年度のものを提出済み（内容に変更がない場合に限る。）の場合に省略できるもの。

（注4）申請人に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請後、最初の在留期間更新許可申請時のみ提出が必要なもの。

（注5）受け入れている任意の外国人に係る過去1年以内の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）において提出済みの場合に省略できるもの。

（注6）初めて受け入れる場合の在留諸申請（在留資格認定証明書交付申請、在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請）のみに提出が必要なもの。

原本の提出が求められるものについては、発行（作成）後3か月以内のものに限りします。

書式の欄の「参考様式」は必ず使用しなければならないものではありませんが、同様の内容を記載した書類を提出する必要があるものです。

個別具体的な申請内容に応じて資料が必要であると認められる場合には、本表に記載している資料以外についても提出を求めることがあります。

様式のセルをクリックすると、参考様式のデータが出ます（インターネット接続環境が必要です）。

様式は法務省ホームページ上でも配布しています。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

申請人の氏名

所属機関の氏名又は名称

番号	必要な書類	書式	特定技能1号			特定技能2号			留意事項	提出確認欄	
			認定	変更	更新	認定	変更	更新		をつける。	過去に提出した日又は申請番号
1	申請する特定技能外国人の名簿	法務省HPに掲載							同一の特定技能所属機関に所属する複数の特定技能外国人について同時に申請する場合に必要です。	有	無
2	特定技能外国人の在留諸申請に係る提出書類一覧・確認表	法務省HPに掲載							申請前に本票にて提出書類をご確認ください。	有	無
3	・在留資格認定証明書交付申請書 ・在留資格変更許可申請書 ・在留期間更新許可申請書 *いずれかを使用すること。	（省令様式） 別記第6号の3様式 別記第30号様式 別記第30号の2様式							・申請人の写真（縦4cm×横3cm）の裏面に申請人の氏名を記載して申請書の写真欄に貼付 ・申請前3か月以内に正面から撮影された無帽、無背景で鮮明なもの。	有	無
4	特定技能外国人の報酬に関する説明書	参考様式第1-4号			(注1)			(注1)		有	無
5	特定技能雇用契約書の写し	参考様式第1-5号			(注1)			(注1)	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	有	無
6	雇用条件書の写し	参考様式第1-6号			(注1)			(注1)	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	有	無
7	事前ガイダンスの確認書	参考様式第1-7号			/			/	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	有	無
8	支払費用の同意書及び費用明細書	参考様式第1-8号			/			/	・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	有	無
9	徴収費用の説明書	参考様式第1-9号			/			/		有	無
10	特定技能外国人の履歴書	参考様式第1-1号			/			/		有	無

11	分野別運用方針に定める技能試験の合格証明書の写し又は合格を証明する資料	-								・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合には提出は不要（特定技能1号のみ）	有	無
12	分野別運用方針に定めるその他の評価方法により技能水準を満たすことを証明する資料	-								・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合には提出は不要（特定技能1号のみ）	有	無
13	分野別運用方針に定める日本語試験の合格証明書写し又は合格したことを証明する資料	-								・申請人が技能実習2号を良好に修了した者として日本語試験の免除を受ける場合には提出は不要	有	無
14	技能検定3級又はこれに相当する技能実習評価試験の実技試験に合格したことを証明する資料	-								・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合で、かつ、技能検定3級等の実技試験に合格している場合に提出が必要	有	無
15	技能実習生に関する評価調書	参考様式第1-2号								・申請人が技能実習2号を良好に修了した者であることを証明する場合で、かつ、技能検定3級等の実技試験に合格していない場合に提出が必要	有	無
16	健康診断個人票	参考様式第1-3号								・日本に在留中の場合は日本国内で受診したものの提出が必要 ・別の様式での提出でも差し支えないが参考様式にある受診項目が記載されたものに限る。	有	無
17	通算在留期間に係る誓約書	参考様式第1-24号								・「特定技能1号」の通算在留機関が4年を超えた後の申請において提出が必要	有	無
18	技能移転に係る申告書	参考様式第1-10号								・申請人が十分に理解できる言語での記載も必要	有	無
19	直近1年分の個人住民税の課税証明書及び納税証明書	-		(注1)	(注1)		(注1)	(注1)		・納税証明書は全ての納期が経過している年度のものの提出が必要 ・申請人のものが必要	有	無
20	給与所得の源泉徴収票	-		(注1)	(注1)		(注1)	(注1)		・項番17番の住民税の課税証明書と同一年度のものの提出が必要 ・申請人のものが必要	有	無
21	税目を源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税とする納税証明書 *税務署発行の納税証明書（その3）	-		(注1)	(注1)		(注1)	(注1)		・確定申告をした場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	有	無
22	・納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書 *項番19の税目のうち、未納がある税目について、税務署発行の未納額みの納税証明書（その1）	-		(注1)	(注1)		(注1)	(注1)		・申請人が項番19の税目について換価の猶予、納税の猶予又は納付受託を受けている場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	有	無
23	（地方税） 納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し	-		(注1)	(注1)		(注1)	(注1)		・地方税について、申請人が納税緩和措置（換価の猶予、納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明書に記載されていない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	有	無
24	国民健康保険被保険者証の写し	-		(注1)	(注1)		(注1)	(注1)		・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	有	無
25	国民健康保険料（税）納付証明書	-		(注1)	(注1)		(注1)	(注1)		・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	有	無
26	・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある国民健康保険料（税）納付証明書 ・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し *いずれかを提出	-		(注1)	(注1)		(注1)	(注1)		・申請人が国民健康保険料（税）の納付について納付や換価の猶予を受けている場合であって、国民健康保険料（税）納付証明書にその旨の記載がない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	有	無

27	被保険者記録照会回答票	—		(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	有	無	
28	・国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て） ・被保険者記録照会（納付） *いずれかを提出 *国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出が不要 *国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付）への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。	—		(注1)	(注1)	(注1)	(注1)	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・申請人のものが必要	有	無	
29	特定技能所属機関概要書	参考様式第1-11号		(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	有	無	
30	登記事項証明書	—		(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	・特定技能所属機関が法人である場合のみ提出が必要	有	無
31	住民票の写し	—		(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要 ・マイナンバーの記載がないもの ・本籍地の記載があるもの ・特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない役員に関しては、住民票の写しに代えて、誓約書（特定技能外国人の受入れに関する業務の執行に直接的に関与しない旨と法令に定められている欠格事由に該当する者でない旨について特定技能所属機関が確認し、誓約したもの。）の提出でも可 ・特定技能所属機関（法人）の役員のものが必要	有	無
32	特定技能所属機関の役員に関する誓約書	参考様式第1-23号		(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	・住民票の写しの提出を省略する役員がいる場合に提出が必要	有	無
33	住民票の写し	—		(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	・特定技能所属機関が個人事業主である場合に提出が必要 ・マイナンバーの記載がないもの ・本籍地の記載があるもの ・特定技能所属機関（個人事業主）のものが必要	有	無
34	決算文書の写し（損益計算票及び貸借対照表）（直近2年分）	—		(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要	有	無
35	中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面	—		(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	・直近期末において債務超過がある場合に提出が必要	有	無
36	法人税の確定申告書の控えの写し（直近2年分）	—		(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要	有	無
37	税目を申告所得税の納税証明書（その2）（直近2年分）	—		(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	(注3)	・特定技能所属機関が個人事業主の場合に提出が必要	有	無
38	労働者派遣事業許可証の写し	—		(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	・労働者派遣による場合に提出が必要	有	無
39	派遣計画書	参考様式第1-12号			(注1)			(注1)	・労働者派遣による場合に提出が必要	有	無
40	労働者派遣契約書	—			(注1)			(注1)	・労働者派遣による場合に提出が必要	有	無
41	就業条件明示書の写し	参考様式第1-13号			(注1)			(注1)	・労働者派遣による場合に提出が必要	有	無
42	派遣先の概要書（農業分野）	参考様式第1-14号			(注1)			(注1)	・労働者派遣による場合（農業分野の場合）に提出が必要 ・労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料として、項番42から61の書類の提出が必要（提出頻度は各書類の項番の記載に従うこと）	有	無

43	派遣先の概要書（漁業分野）	参考様式第1-15号								(注1)	(注1)	・労働者派遣による場合（漁業分野の場合）に提出が必要 ・労働・社会保険及び租税の法令を遵守していることを証明する資料として、項番42から61の書類の提出が必要（提出頻度は各書類の項番の記載に従うこと）	有	無
44	・労働保険料等納付証明書（未納なし証明）	—								(注6)	(注6)	・特定技能所属機関が労働保険の適用事業所の場合に提出が必要 ・特定技能所属機関が従前労働者を雇用していない場合は提出が不要	有	無
45	・領収証書の写し（直近1年分） ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控）の写し（領収証書に対応する分） *労働保険事務組合に事務委託している事業場は、事務組合が発行した「労働保険料領収書」の写し（直近1年分）及び労働保険料等納入通知書の写し（領収書に対応する分）	—								(注2)	(注2)	・特定技能所属機関が労働保険の適用事業所の場合に提出が必要	有	無
46	雇用保険被保険者資格取得確認通知書（事業主控）の写し	—								/	/	・特定技能所属機関が労働保険の適用事業所の場合に提出が必要 ・申請人のものの提出が必要	有	無
47	雇用の経緯に係る説明書	参考様式第1-16号								/	/		有	無
48	職業紹介事業所に関する「人材サービス総合サイト」（厚生労働省職業安定局ホームページ）の画面を印刷したもの	—								/	/	・雇用契約の成立をあっせん者がある場合に提出が必要	有	無
49	・社会保険料納入状況照会回答票 ・健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て） *いずれかを提出 *健康保険・厚生年金保険料の納付から社会保険料納入状況照会回答票への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、社会保険料納入状況照会回答票に加え、該当する月の健康保険・厚生年金保険料領収証書の写しも提出してください。	—								(注5)	(注5)	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合に提出が必要	有	無
50	・納付の猶予許可通知書の写し ・換価の猶予許可通知書の写し *いずれかを提出	—								(注5)	(注5)	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所の場合で、社会保険料の納付について納付や換価の猶予を受けている場合に提出が必要	有	無
51	国民健康保険証の写し	—								(注2)	(注2)	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	有	無
52	国民健康保険料（税）納付証明書	—								(注5)	(注5)	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	有	無
53	・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある国民健康保険料（税）納付証明書 ・納付（税）緩和措置（換価の猶予、納付の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し *いずれかを提出	—								(注5)	(注5)	・特定技能所属機関が国民健康保険料（税）の納付について納付や換価の猶予を受けている場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	有	無
54	被保険者記録照会回答票	—								(注2)	(注2)	・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要	有	無

55	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請の日の属する月の前々月までの24か月分全て） ・被保険者記録照会（納付） * いずれかを提出 * 国民年金保険料領収証書の写し（在留諸申請のあった日の属する月の前々月までの24か月分全て）を提出する場合は、被保険者記録照会回答票の提出が不要 * 国民年金保険料の納付から被保険者記録照会（納付）への納付記録の反映までに時間を要することから、反映前に提出する場合は、被保険者記録照会（納付）に加え、該当する月の国民年金保険料領収証書の写しも提出してください。 	-	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)	(注5)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関が健康保険・厚生年金保険の適用事業所ではない場合に提出が必要 ・特定技能所属機関（事業主）のものが必要 	有	無
56	<ul style="list-style-type: none"> 税目を源泉所得税及び復興特別所得税，法人税，消費税及び地方消費税とする納税証明書 * 税務署発行の納税証明書（その3） 	-	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要 	有	無
57	<ul style="list-style-type: none"> ・納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書 * 項番54の税目のうち，未納がある税目について，税務署発行の未納額のみ納税証明書（その1） 	-	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関が法人である場合で，項番54の税目について換価の猶予，納税の猶予又は納付受託を受けているときに提出が必要 	有	無
58	<ul style="list-style-type: none"> （地方税） 税目を法人住民税とする納税証明書 * 市町村発行の納税証明書 	-	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関が法人である場合に提出が必要 	有	無
59	<ul style="list-style-type: none"> （地方税） 納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し 	-	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	<ul style="list-style-type: none"> 特定技能所属機関が法人である場合で，地方税について納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明に記載されていない場合に提出が必要 	有	無
60	<ul style="list-style-type: none"> 税目を源泉所得税及び復興特別所得税，申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税，相続税，贈与税とする納税証明書 * 税務署発行の納税証明書（その3） 	-	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関が個人事業主である場合に提出が必要 	有	無
61	<ul style="list-style-type: none"> ・納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用がある旨の記載がある納税証明書 * 項番58の税目のうち，未納がある税目について，税務署発行の未納額のみ納税証明書（その1） 	-	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関が個人事業主である場合で，項番58の税目について，換価の猶予，納税の猶予又は納付受託を受けているときに提出が必要 	有	無
62	<ul style="list-style-type: none"> （地方税） 税目を個人住民税とする納税証明書 * 市町村発行の納税証明書 	-	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関が個人事業主である場合に提出が必要 	有	無
63	<ul style="list-style-type: none"> （地方税） 納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）に係る通知書の写し 	-	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定技能所属機関が個人事業主である場合で，地方税について納税緩和措置（換価の猶予，納税の猶予又は納付受託）の適用を受けていることが納税証明に記載されていないときに提出が必要 	有	無
64	1号特定技能外国人支援計画書	参考様式第1-17号									有	無
65	支援委託契約書の写し	参考様式第1-18号								<ul style="list-style-type: none"> ・1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を登録支援機関に委託する場合のみ提出が必要 	有	無
66	支援責任者の就任承諾書及び誓約書	参考様式第1-19号	(注2)	(注2)						<ul style="list-style-type: none"> ・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要 	有	無
67	支援責任者の履歴書	参考様式第1-20号	(注2)	(注2)						<ul style="list-style-type: none"> ・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要 	有	無
68	支援担当者の就任承諾書及び誓約書	参考様式第1-21号	(注2)	(注2)						<ul style="list-style-type: none"> ・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要 	有	無
69	支援担当者の履歴書	参考様式第1-22号	(注2)	(注2)						<ul style="list-style-type: none"> ・登録支援機関に委託せずに1号特定技能外国人支援を行う場合のみ提出が必要 	有	無
70	特定技能所属機関の四季報又は主務官庁から設立の許可を受けたことを証明する文書の写し	-								<ul style="list-style-type: none"> ・その他の実績を証明する場合のみ 	有	無

71	特定技能所属機関の法定調書合計表の写し	-	(注3)	(注3)	/	/	/	/	・その他の実績を証明する場合のみ	有	無
72	特定技能外国人受入れに関する運用要領（別冊（分野別））に記載された確認対象の書類（誓約書等）	-								有	無